

Co-Parenting をめぐる議論の論点整理の試み  
セクシュアルマイノリティの子育てについての英語圏の文献を参考に

○有田啓子 (立命館大学)

セクシュアルマイノリティの子育てについて、「Co-Parenting」というテーマに絞り、英語圏の文献を取り上げて報告したい。

日本においても、セクシュアルマイノリティが、子育てをする実践が増えてきている。例えば、レズビアン女性が海外から精子を取り寄せて、あるいは、友人などの男性から精子提供を受けて、妊娠、出産するケースもある。しかし、それを保護する法制度はなく、当事者にとって大きな問題となっている。婚姻の平等を求める同性婚の制度化は長年の課題であるが、ただそれだけでは子を持ちたいと願う当事者の問題解決とはならない事例もあり得る。本報告で取り上げる Co-Parenting もまさに、その、婚姻した二人親による子育てという枠組みを問い直し、同性婚の制度化で取り残される課題を示す事例の一つかもしれない。

今、英語圏を中心に、少数ではあるがレズビアンカップルが精子提供者とともに子育てする Co-Parenting の実践と議論が現れ始めている。一般に「Co-Parenting」という語は、主に3種類の意味で用いられている。一つ目は、最も広く用いられている用法で、父母が別居・離婚後、引き続き共同して養育すること、二つ目は、レズビアンカップルのうち、生物学的母親でない方の女性を Co-Parent と呼ぶ場合もあり、同性カップルで養育する子育ての形という意味で用いられる。三つ目は、最も新しい用法で、女性カップルと精子提供者の男性が共同して、同等の責任を負う養育者として子育てすることを指す。本報告において取り上げる Co-Parenting は、この三つ目のものである。この場合、養育に三人もしくはそれ以上が関わり、どの大人も法的な親としての認知を求めるケースがある。「親は二人」規定や規範のため、三人目以降の養育者は、法的、社会的に不安定な立場におかれるという課題が指摘されている。しかし、その解決は重要ではあるが、具体策は単純ではないかもしれない。本報告では、打開策を提示するものではなく、以下のように賛否を含めていくつかの立場を整理して今後の議論へと繋げたい。

法学、哲学分野における「三人以上の法的親」をめぐる論考を参照して、以下の論点に整理する。すなわち、Co-Parenting の法制化への反対論としては、「親」定義の過剰な拡大による紛争の増大、子にとっての安定性の欠如への懸念が指摘されている。多数の親と関係を維持することは、子にとってメリットよりもリスクや負担が大きいだろうとするものである。賛成論としては、たとえ親同士の紛争の可能性が高まるとしても、そのこと自体が親の数を制限する理由にはならないし、そもそも親が二人でなければならない積極的理由もみあたらないというものである。一方、折衷案もある。

尚、近年、社会的養護をめぐる実態調査等をふまえながら、<脱家族>についての研究が取り組まれている。Co-Parenting は、あくまで家庭内で養育することを基本とするものであり、核家族の中のプライベートな営みとしての近代子育て規範を相対化するものではないという限界があるかもしれないことは指摘しておきたい。

このテーマに関する日本での先行研究として、上杉(2014)があり、牟田他(2021)が、実践例の一端に触れている。有田(2022)をもとに報告を行う。

参考文献

- 上杉富之.(2014). ポスト生殖革命時代の親子と家族:多元的親子関係と相互浸透的家族. 法律時報, 86(3), 70-75.  
牟田和恵, 岡野八代, 丸山里美.(2021). 『女性たちで子を産み育てること:精子提供による家族づくり』 .白澤社  
有田啓子.(2022). 「二人親」規範を問う～Co-Parenting をめぐる海外の諸議論 二宮周平他編『生殖補助医療・養子&里親による LGBTQ の家族形成支援～その可能性と支援システムの構築』 信山社 (5月刊行予定)

(キーワード: Co-parenting、共同養育、精子提供者)